



# 金 沢 市 公 報

第 3 1 1 0 号 の 2

令和5年(2023年)5月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市ひとり親世帯以外の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱 ( " )	7
● 告 示		○金沢市公衆浴場施設等整備補助金交付要綱の一部改正について (健康政策課)	10
○金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱 (福祉政策課)	1		
○金沢市ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱 (子育て支援課)	4		

## 告 示

### ●金沢市告示第170号

金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和5年5月11日

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民税非課税世帯等緊急支援給付金 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯が、速やかに生活及び暮らしの支援を受けられるよう、本市が住民税非課税世帯等に対して支給する給付金をいう。
- (2) 基準日 令和5年4月13日をいう。
- (3) 旧給付金 令和5年告示第83号(金沢市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱及び金沢市住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金の支給に関する要綱の廃止について)による廃止前の金沢市住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金の支給に関する要綱(令和4年告示第257号)による住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金をいう。
- (4) 旧給付金受給者 旧給付金の支給を受けた者をいう。

(緊急支援給付金の支給対象者)

第3条 住民税非課税世帯等緊急支援給付金(以下「緊急支援給付金」という。)の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、本市で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する世帯の世帯主で、基準日において本市の住民基本台帳に記録されているもの(基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、本市で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)
  - ア 同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和4年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の均等割を免除された者である世帯
  - イ 同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和5年度分の市町村民税の均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の均等割を免除された者である世帯

(2) 前号ア又はイに該当する世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）以外の世帯のうち、アに該当し、かつ、イ及びウのいずれにも該当しない世帯（以下「家計急変世帯」という。）の世帯主で、緊急支援給付金の支給の申請をする日（以下「申請日」という。）において本市の住民基本台帳に記録されているもの

ア 予期せず令和5年1月から同年9月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和5年度の住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和5年度分の市町村民税の均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和5年1月から同年9月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税の均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）

イ 住民税非課税世帯として緊急支援給付金の支給を受けた世帯に属する者を含む世帯（当該者が前号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）

ウ 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があった場合において、同一住所の住民基本台帳に記録されているいずれかの世帯に対し緊急支援給付金を支給したときの、同一住所におけるその他の世帯

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税の均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、住民税非課税世帯又は家計急変世帯（以下「支給対象世帯」という。）とはしないものとする。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、同号イの世帯に対する緊急支援給付金の給付について、既に緊急支援給付金の支給を受けた世帯（同号アの世帯であって、当該世帯に対する緊急支援給付金の支給に関し、第8条第2項の規定による確認書の提出若しくは第9条第1項の規定による申請が行われず、又はその支給の拒否若しくは辞退があった世帯を含む。）と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、支給対象世帯とはしないものとする。

（受給権者等）

第4条 緊急支援給付金の支給について、第8条第2項の規定により確認書を提出し、及びこれを受けることができる者又は第9条第1項の規定により申請し、及びこれを受けることができる者（以下「受給権者」という。）は、支給対象世帯の世帯主（当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者等のうちから選ばれた者））とする。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、支給対象世帯の世帯主が配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者である場合その他の特に配慮が必要と認められる場合における、支給対象者及び受給権者の取扱いについては、市長が別に定める。

（緊急支援給付金の支給額）

第5条 緊急支援給付金の支給額は、支給対象世帯1世帯につき30,000円とする。

（特定支給対象者に対する緊急支援給付金の支給の申込み等）

第6条 市長は、支給対象者のうち次に掲げる者（以下「特定支給対象者」という。）に対し、緊急支援給付金の支給の申込みを行う。

(1) 旧給付金受給者の属する世帯のうち、令和4年10月1日から基準日まで当該世帯の世帯構成者に変更がない世帯の世帯主

(2) 本市において第3条第1項第1号アに掲げる支給要件を満たすことについて確認することができた世帯の世帯主

2 特定支給対象者は、前項の申込みを受けた際、緊急支援給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、特定支給対象者に対し、緊急支援給付金を支給する。

（特定支給対象者に対する緊急支援給付金の支給の方式）

第7条 特定支給対象者に対する緊急支援給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行うものとする。ただし、同号に規定する口座等の解約等をしており、緊急支援給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第2号に掲げる方式により行うものとする。

(1) 旧給付金口座振込方式（旧給付金振込時における指定口座に振り込む方式をいう。）

(2) 指定口座振込方式（市長が別に定める日までに前号の指定口座の変更を届け出て、市が当該届出をした指定口

座に振り込む方式をいう。)

(確認書による支給等)

第8条 市長は、住民税非課税世帯に係る支給対象者（特定支給対象者を除く。）のうち市長が別に定める者（以下「確認支給対象者」という。）に対し、支給対象者の要件、緊急支援給付金の支給の方式その他緊急支援給付金の支給について必要な事項を確認するため、市長が別に定める確認書（以下「確認書」という。）の提出を求めるものとする。

- 2 確認支給対象者が緊急支援給付金の支給を受けようとするときは、市長に確認書を提出しなければならない。
- 3 前項の規定により確認書を提出した者に対する緊急支援給付金の支給は、確認書により確認した方式により行うものとする。

(申請による支給等)

第9条 特定支給対象者及び確認支給対象者以外の支給対象者に対する緊急支援給付金の支給は、市長が別に定める申請書（以下「申請書」という。）の提出による申請により行うものとする。

- 2 申請書による申請に基づく緊急支援給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。  
この場合において、第2号に掲げる方式は、緊急支援給付金の支給の申請を行う者（以下「申請者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な事由があるときに限り行う。

(1) 指定口座振込方式（申請者が申請書を市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(2) 窓口現金受領方式（申請者が申請書を市長に提出することにより、市の窓口で現金を交付する方式をいう。）

- 3 申請者は、緊急支援給付金の支給の申請に当たっては、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し（以下「公的身分証明書の写し」という。）を提出し、又は提示するものとする。

(申請受付開始日及び申請書等の提出期限)

第10条 緊急支援給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

- 2 確認書の提出の期限は、やむを得ない場合を除き、令和5年9月30日とする。
- 3 緊急支援給付金の支給に係る申請書の提出の期限は、やむを得ない場合を除き、令和5年9月30日とする。

(代理による申請)

第11条 代理人（代理により第8条第2項の規定による確認書の提出又は第9条第1項の規定による緊急支援給付金の支給の申請を行うことができる者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者に限るものとする。

(1) 基準日において、受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の日常生活の支援等をしている者で市長が特に認めるもの

- 2 代理人は、確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載をするものとし、緊急支援給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は、申請書に加え、委任状を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

- 3 市長は、代理人が第1項第1号の者である場合にあっては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者である場合にあっては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給決定及び支給)

第12条 市長は、第8条第2項の規定により提出された確認書又は第9条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、緊急支援給付金の支給を決定し、当該受給権者に対し、緊急支援給付金を支給する。

(緊急支援給付金の支給等に関する周知)

第13条 市長は、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第14条 第10条第2項の期限までに確認書の提出を行わない者又は同条第3項の期限までに緊急支援給付金の支給の

申請を行わない者は、緊急支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第12条の規定により緊急支援給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能その他受給権者の責めに帰すべき事由により緊急支援給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(緊急支援給付金の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により緊急支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った緊急支援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第16条 緊急支援給付金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

●金沢市告示第171号

金沢市ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和5年5月11日

金沢市長 村 山 卓

金沢市ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「生活支援特別給付金」とは、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける低所得のひとり親世帯の生活を支援するため、本市が支給する給付金をいう。

(支給要件)

第3条 市長は、次の各号に定める者（生活支援特別給付金のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）に対し、生活支援特別給付金を支給する。

- (1) 令和5年3月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）
- (2) 令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の2支給停止者」という。）又は法第6条の規定に基づく市長の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、令和3年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者（以下「公的年金給付等受給者」という。）

(1) 当該者のうち特定養育者（法第4条第1項第1号ロ又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又は二に該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）第2条の3に規定する児童の養育者をいう。以下同じ。）以外の者	法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含み、当該者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）
(2) 当該者のうち特定養育者	法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。）

<p>(3) 当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあっては当該者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあっては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者</p>	<p>法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満(収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。)</p>
--	--

(3) 申請時点において、令和5年3月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく市長の認定を受けていない受給資格者(前号に規定する者を除く。)又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、前号の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められる者(以下「家計急変者」という。)

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合は、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して生活支援特別給付金が支給されている場合には、この限りでない。

<p>児童扶養手当受給者又は公的年金給付等受給者(法第13条の2支給停止者に限る。)であって、令和5年3月1日以後に死亡した者(当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)</p>	<p>左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童(以下「監護等児童」という。)であった者</p>
<p>公的年金給付等受給者(法第13条の2支給停止者を除く。)であって、令和5年3月28日以後に死亡した者(当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>
<p>家計急変者であって、生活支援特別給付金の申請後、当該者に対する生活支援特別給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>

3 公的年金給付等受給者又は家計急変者のうち、金沢市ひとり親世帯以外の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱(令和5年告示第172号)に基づく給付金の支給を既に受けている者若しくは支給の決定を受けた者又は他の自治体からこの給付に相当するものの支給を既に受けている者若しくは支給の決定を受けた者については、生活支援特別給付金は、支給しない。

(支給額)

第4条 生活支援特別給付金の支給額は、支給対象者1人につき、1回に限り、50,000円とする。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ50,000円を加算した額とする。

(児童扶養手当受給者に対する生活支援特別給付金の支給の申込み等)

第5条 市長は、児童扶養手当受給者に対し、生活支援特別給付金の支給の申込みを行う。

2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、生活支援特別給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、生活支援特別給付金を支給する。

(児童扶養手当受給者に対する生活支援特別給付金の支給の方式)

第6条 児童扶養手当受給者に対する生活支援特別給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行うものとする。ただし、児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座等の解約等をしており、生活支援特別給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第2号に掲げる支給方式により行うものとする。

- (1) 児童扶養手当口座振込方式（令和5年3月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式をいう。）
- (2) 指定口座振込方式（前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を届け出て、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式をいう。）

（公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する生活支援特別給付金に係る申請受付開始日及び申請期限）

第7条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する生活支援特別給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日とする。

（公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する生活支援特別給付金に係る申請及び支給の方式）

第8条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する生活支援特別給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請書により申請を行うものとする。

- 2 申請者による申請及びこれに基づく生活支援特別給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。
  - (1) 郵送申請口座振込方式（申請者が前項の申請書を郵送により市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）
  - (2) 窓口申請口座振込方式（申請者が前項の申請書を市の窓口を持参して市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本、市長が別に定める申立書、給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が支給対象者に該当するか確認を行うものとする。

- 4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者が本人であることの確認を行うものとする。

（代理による申請）

第9条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者に限るものとする。

（申請者に対する支給の決定）

第10条 市長は、第8条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、申請者に対し、生活支援特別給付金を支給する。

（生活支援特別給付金の支給等に関する周知）

第11条 市長は、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 第7条第2項の申請期限までに第8条第1項の申請を行わない申請者は、生活支援特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第5条第3項の規定による支給決定を行った後、本市が把握する令和5年3月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に生活支援特別給付金の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等により令和6年3月31日までに指定口座への振込みができない場合は、本件契約は解除されるものとする。
- 3 市長が第10条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第13条 市長は、生活支援特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により生活支援特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った生活支援特別給付金の返還を求めものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第14条 生活支援特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

●金沢市告示第172号

金沢市ひとり親世帯以外の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和5年5月11日

金沢市長 村 山 卓

金沢市ひとり親世帯以外の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親世帯以外の子育て世帯等に対する生活支援特別給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活支援特別給付金 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けるひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯等の生活を支援するため、本市が支給する給付金をいう。
- (2) 令和4年度給付金 令和5年度告示第85号(金沢市子育て世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱等の廃止について)による廃止前の金沢市ひとり親世帯以外の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱(令和4年告示第182号。以下「令和4年度給付金支給要綱」という。)に基づいて令和4年度に支給された給付金をいう。
- (3) 令和4年度給付金支給対象者 次条第1項の規定により生活支援特別給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)のうち、同項第1号に該当する者をいう。
- (4) その他の支給対象者 支給対象者のうち、令和4年度給付金支給対象者以外の者をいう。

(支給要件)

第3条 支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和4年度給付金の支給の対象者であること。
- (2) 前号に掲げる者以外の者で、次条第2項に規定する対象児童(生活支援特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)を養育するものであって、次のア又はイの所得に係る要件のいずれかに該当するものであること。
  - ア 令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である者(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和5年度分の市町村民税均等割(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)が課されていない者又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者をいう。)
  - イ 令和5年1月以降の家計急変者(アに該当する者以外の者のうち、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けて同月以降の家計が急変し、アに該当する者と同様の事情にあると認められる者(当該者の1年間の収入見込額(同月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。))又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。))が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。)

2 前項の規定にかかわらず、生活支援特別給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合について、生活支援特別給付金は、当該者が養育する児童その他当該児童に係る生活支援特別給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。

児童手当等受給・非課税者(令和4年度給付金を受給した者(以下「令和4年度給付金受給者」という。)のうち、令和4年度給付金支給要綱第2条第2号に規定する児童手当等受給・非課税者をいう。以下同じ。)	令和4年4月1日以後に死亡した場合
新規児童手当等受給・非課税者(令和4	生活支援特別給付金の支給要件に該当することが確認された日の翌

年度給付金受給者のうち、令和4年度給付金支給要綱第2条第3号に規定する新規児童手当等受給・非課税者をいう。以下同じ。)	日以後に死亡した場合
児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者以外の支給対象者	生活支援特別給付金の申請後に死亡した場合

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、生活支援特別給付金を支給しない。

- (1) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- (2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者
- (3) 法人  
(支給額等)

第4条 生活支援特別給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき、1回に限り、50,000円とする。

2 生活支援特別給付金の対象児童は、平成17年4月2日(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。)別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者)にあっては平成15年4月2日、令和4年度給付金の支給額の算定の基礎となっている者)にあっては平成16年4月2日(施行令別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者)にあっては、平成14年4月2日)から令和6年2月29日までの間に出生した児童(日本国内に住所を有する者又は児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条で定める理由により日本国内に住所を有しない者に限る。)とする。

3 既に支給の決定がされている金沢市ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱(令和5年告示第171号)に基づき支給される給付金(以下「ひとり親世帯給付金」という。)若しくは生活支援特別給付金又は他の自治体から支給の決定がされているひとり親世帯給付金に相当するもの若しくは生活支援特別給付金に相当するものの算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。

(支給対象者の範囲)

第5条 市長は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合は、当該者に生活支援特別給付金を支給する。

令和4年度給付金支給対象者	当該児童について、令和4年度給付金に係る支給事務(令和4年度給付金支給要綱第6条第2項に規定する受給拒否の届出の受理を含む。)を行った場合(令和5年3月1日以降新たに養育することとなった児童にあっては、当該児童に係るこれに相当する他の給付金に係る支給事務が行われていない場合であって、生活支援特別給付金の申請時点で令和4年度給付金支給対象者が本市内に居住するとき)
その他の支給対象者	生活支援特別給付金の申請時点で本市内に居住する場合

(令和4年度給付金支給対象者に対する生活支援特別給付金の支給の申込み等)

第6条 市長は、令和4年度給付金支給対象者(令和4年度給付金支給要綱第6条第2項の規定により受給の拒否を届け出た者を含む。)に対し、生活支援特別給付金(令和5年3月1日以降新たに養育することとなった児童分を除く。)の支給の申込みを行う。

2 令和4年度給付金支給対象者は、前項の申込みを受けた際、生活支援特別給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、令和4年度給付金支給対象者に対し、生活支援特別給付金を支給する。

4 前項の規定により支給を決定した者に対する生活支援特別給付金の支給は、第1号又は第2号に掲げる方式により行うものとする。ただし、第2号に掲げる方式は、令和4年度給付金の支給に当たって本市が振込みを行った口座等の解約等をしており、生活支援特別給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り行うものとする。

- (1) 令和4年度給付金支給口座振込方式(本市が令和4年度給付金の振込みを行った口座に振り込む方式をいう。)



- (2) 指定口座振込方式（前項の支給の決定前までに、前号の口座の変更を届け出て、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式をいう。）
- 5 令和4年度給付金支給対象者に令和5年3月1日以降新たに養育することとなった児童がある場合における当該児童分の生活支援特別給付金の支給については、第8条第1項に規定する申請の方法によるものとする。
- 6 前項の場合においては、次条から第10条までの規定を適用する。  
（申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限）
- 第7条 申請による生活支援特別給付金の支給に係る申請の受付を開始する日は、市長が別に定める。
- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日までとする。ただし、同月に出生した児童を養育する者等の支給の申請期限については、同年3月15日までとする。  
（申請による支給の方式）
- 第8条 申請により生活支援特別給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請書（以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。
- 2 申請者による申請及びこれに基づく生活支援特別給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。
- (1) 郵送申請口座振込方式（申請者が申請書を郵送により市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）
- (2) 窓口申請口座振込方式（申請者が申請書を市の窓口を持参して市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）
- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本、市長が別に定める申立書、給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第3条の要件を満たす者であるかについて確認を行うものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者が本人であることの確認を行うものとする。  
（代理による申請）
- 第9条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者に限るものとする。  
（申請者に対する支給の決定）
- 第10条 市長は、第8条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、申請者に対し、生活支援特別給付金を支給する。  
（生活支援特別給付金の支給等に関する周知）
- 第11条 市長は、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。  
（申請が行われなかった場合等の取扱い）
- 第12条 第7条第2項の申請期限までに第8条第1項の申請を行わない申請者は、生活支援特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 市長が第6条第3項の規定による支給決定を行った後、本市が把握する令和4年度給付金振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に生活支援特別給付金の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等により令和6年3月31日までに指定口座への振込みができない場合は、本件契約は解除されるものとする。
- 3 市長が第10条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。  
（不当利得の返還）
- 第13条 市長は、生活支援特別給付金の支給後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した場合は、生活支援特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った生活支援特別給付金の返還を求める。  
（受給権の譲渡又は担保の禁止）
- 第14条 生活支援特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。  
（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

●金沢市告示第173号

金沢市公衆浴場施設等整備補助金交付要綱（昭和56年告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月11日

金沢市長 村 山 卓

別表中

燃料をA重油等から廃油へ転換するための施設等の整備	500,000円	を
燃料をA重油等から廃油へ転換するための施設等の整備	500,000円	
雑燃用燃焼器の整備	400,000円	に

改める。

附 則

改正後の金沢市公衆浴場施設等整備補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う公衆浴場の施設等の整備について適用する。

令和5年(2023年)5月11日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄